

令和6年度 第12回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年3月12日(水) 午後2時00分から午後3時00分

開催場所 御殿場市役所 東館2階 201・202・203会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山裕君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の指名について
- 3 会議書記の指名について
- 4 農地法に関する報告
報第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 5 農地法に関する議案
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第44号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 7 その他
- 8 会長挨拶
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 石田 萌乃 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

事務局

それでは定刻となりましたので、令和6年度第12回御殿場市農業委員会総会定例会を開会します。

本日、事務局長につきましては、市議会の対応をしております。対応が終わりまして間に合うようであればこちらに向かいますが、本日、代わりに進行をさせていただきます。

初めに開催に先立ちまして、本日農業委員会総会の最終会ということで、本来であれば市長から挨拶を申し上げるところですが、市長につきましても議会に出席しておりますので、事務局より代読させていただきます。

---市長挨拶代読---

それでは、議案書をおめくりいただきまして、本日の日程が記載されております。

初めに本日の出欠の報告ですが、全委員31名の方がご出席していますので、本会議が成立していることを報告いたします。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進めます。会長よろしく願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。

会長

日程2 議事録署名人の指名ですが、3番加藤由富委員、4番立道和策委員よろしく願います。

会長

日程3 会議書記の指名ですが、石田萌乃書記を指名いたします。

会長

日程4 農地法に関する報告事項に入ります。

会長

報第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第21号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年3月12日報告。今月の5条の届出は1件です。

(番号1について内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程 5 農地法に関する議案に入ります。

議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の 2 ページをお願いします。はじめに議案書の整理番号 2 の譲渡人の氏名を修正させていただきます。

議案第 4 2 号 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 7 年 3 月 1 2 日提出。今月の 3 条許可申請件数は 5 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 530 m²

譲受人は新規就農のため譲渡人より贈与を受けるものです。

番号 2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,874 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

番号 3 (議案書の内容読み上げ) 田 3,044 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号 4 (議案書の内容読み上げ) 田 2,303 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号 5 (議案書の内容読み上げ) 田 1,097 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号 1 から 5 について、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 3 番委員

調査日は令和 7 年 3 月 9 日です。譲受人は現地、譲渡人は体調不良のため電話で実施しました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容については、譲渡人は高齢により農地を耕作することができない状態で耕作放棄地となっていました。その時譲受人は土地を探しているというのを知り、贈与でもらうことになりました。

効率的利用については、取得する土地は自宅から 1 km ほどで、車で 3 分ほどです。農

業従事者は本人で、農業の経験は未経験ですが、友人たちに手助けをしてもらい、野菜と花を作っていくということでした。農機具については、今後知り合いの農機具屋さんで管理機を購入するとのことでした。

耕作管理計画ですが、現在土地は荒れた状態なので、知人の協力により畑に再生していきたいとのことでした。また新たに取得する農地は、野菜と花を作付けする予定です。

転貸しについては、転貸し等はありません。

地域との調和については、地元の取り決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことでした。

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

この案件の概略ですが、所有者が亡くなりまして、妻が農地を相続しましたが今後耕作の予定がないため、現在耕作してもらっている方の子である譲受人に贈与したいというものです。

調査日は令和7年3月3日に譲渡人の自宅へ訪問し、調査しました。3月4日に譲受人に電話で調査しました。ちなみに3月1日に現地を確認しております。

申請行為につきましては、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

農地の取得について、この申請地は2年ほど前から農地バンク制度を利用して、譲受人の父親とともに水稲栽培をしている状況です。このような中で譲渡人は昨年夫より申請地を相続して取得しましたが、高齢となっております、今後の耕作の予定もないため、譲受人に贈与したいということで今般の申請となったものです。

農地の効率的利用についてですが、農業従事者は譲受人本人と、実家の両親と3人です。譲受人本人の経験は3年程度ですが、両親は40年以上の経験があり、ともに作業する予定です。

農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、色彩選別機1台がありまして、これは実家の方にあります。譲受人の自宅は三島ですが、自宅から両親の実家まで15km、車で30分です。実家から申請地までは1.5km、車で5分程度の場所にあります、今後の管理等には問題ないと思われまます。

取得後の耕作予定ですが、取得する農地は現在田んぼとして活用されており、今後も水稲を作付けするとのことでした。

取得する農地の転貸しはありません。

地域との調和についてですが、現地の農地利用について、地元の取り決めに遵守し作業を行うということでありまます

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

整理番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

調査日は令和7年3月1日です。調査場所ですが、譲渡人は電話で伺いました。譲受人は電話をしても自宅に行っても不在でしたが、耕作中の畑に行ったらおりましたので、話を伺いました。

申請は、本人が申請したものであり、内容に間違いはありませんということでした。

権利設定、移転等の内容ですが、譲渡人は構造改善工事後から現在まで、この田を譲受人に耕作してもらっています。身体が不自由なため、今後も耕作の予定はないということで、売ることを考えており、譲受人に相談したようです。その後話がまとまり、農地を取得することになったようです。

効率的利用ということで、譲受人は、水稻、水菜、じゃがいも等を栽培しています。また、農作業受託組合員として、他の農家の作業を多く行っています。田植機1台、トラクター2台、コンバイン2台等を所有しています。農業従事者は、妻、弟そして本人の3人で行っております。構造改善工事の事業の担い手で、御殿場市の認定農業者でもあり、今までどおり効率的に利用すると思われます。

耕作管理計画は、今までどおり稲作をするということです。

転貸しはありません。

地域の調和ということで、支障はないと思われます。あれば対応するというものでした。

以上です。よろしく申し上げます。

会長

整理番号4について担当委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員

整理番号4について調査いたしましたので、報告させていただきます。

調査日は令和7年3月5日です。調査場所は、譲渡人は電話で対応していただきました。譲受人は本人とそこご主人と一緒に、現地で話を伺いました。譲受人の方は、中国の国籍の方ですが、10年以上こちらに住んでいて、ご主人は日本人です。ご主人と一緒に農業をやるということです。

申請行為について、本人が申請したものであり内容に間違いはありませんということです。

権利設定、移転等の内容ですが、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人が農地を買い受けるための申請です。

効率的利用、農地は自宅から徒歩1分です。農業従事者は、譲受人とご主人の2名です。農作業経験は、譲受人が10年、ご主人は30年以上やられているということです。取得する農地については、引き続き水田として活用するそうです。休耕期間が1年ほどありましたが、耕耘することに関してほとんど問題はございません。農機具については、耕耘機1台、草刈機1台を所有しており、トラクター、田植機、コンバインはリース契約をしたそうです。

耕作管理計画、新たに取得する農地は、水田として活用されていたので、引き続き作付けする予定とのことです。

転貸しにつきましては、転貸しはありませんとのことです。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、近隣の農家と支障を生じないよう、耕作管理を行うとのことです。

以上報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

整理番号5について担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和7年3月3日です。譲渡人、譲受人から委任状が出ていまして、行政書

士の方と現地で確認しました。

申請行為については、本人が申請したもので、間違いありませんということでした。

譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人から農地を買い受けるということです。

効率的利用については、譲受人は今も 1,500 坪の田んぼをやっている状態で、自宅から 2 km ほどのところまでです。耕作は夫婦で行っているということで、経験は 35 年ほどあります。トラクター、コンバイン、田植機を持っています。

耕作管理計画は、取得後はそのまま水田として活用するそうです。

転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取り決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことでした。

よろしく申し上げます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

7 番委員

4 番の議案ですが、譲受人が中国の方ということで、旦那さんが日本の方で、耕作面積も結構あります。譲受人の名義になるということですが理由はありますか。

事務局

名義は譲受人になりますが、農家台帳では旦那さんと奥さん（譲受人）が同じ世帯に入っていますので、一緒に耕作している方という認識で判断をして、所有者が奥さんか旦那さんかというのは、そこまでは見ておりません。世帯としてどのくらい農地を持っていて、どのくらい耕作しているかというところを確認しております。今回の話はご夫婦の間の話になるかと思うので、奥さんの名義だからと言って、拒否するようなものではないです。

7 番委員

外国人の農地取得が問題になっているのを聞いていますが、国籍は確認していますか。

事務局

申請書の方には国籍が外国籍であるか、在留の資格、どのような資格を持っているかを確認する項目があります。譲受人に関して国籍は中国で、日本の永住者ということで、登録されておりますので、特段問題はないかと思えます。

会長

ほかに何かございますか。

(質問、意見等 なし)

会長

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第43号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年3月12日提出。今月の5条許可申請は4件です。

はじめに議案書の訂正をさせていただきます。番号2、転用内容について、売買（所有権移転）とありますが、正しくは使用貸借になります。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 1,275 m²

転用内容は、売買による太陽光発電施設の設置です。

農地の区分は、第3種農地に区分されます。

番号2につきましては、前回の総会で許可する運びとなりましたが、総会直後に取り下げられまして、転用面積を変更したのち、再度申請がありました。面積以外で変更されている項目はありません。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 40.42 m²

転用内容は、使用貸借による専用住宅の建設です。

農地の区分は、第3種農地に区分されます。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 770 m²

転用内容は、売買による飲食店の建設です。

農地の区分は、第2種農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 366 m²

転用内容は、売買による駐車場の設置です。

農地の区分は、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

本件の概略ですが、相続で取得した農地ですが2人とも耕作経験がなく、今後耕作の予定がないことから、売却してそこに太陽光発電施設を設置したいというものであります。

調査日は令和7年3月1日と3日に譲渡人と電話で話をしました。譲受人とは令和7年3月3日に電話で調査しております。ちなみに3月1日に現地に赴きまして確認しております。

申請行為につきましては、譲渡人、譲受人いずれも本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人の二人は申請地を相続で取得しても、耕作の経験がないので今後も耕作の予定がなく、土地の有効利用を模索しているなか、太陽光発電の話が持ち上がり、計画に賛同し今回の申請となったもので、やむを得ないと判断いたします。

資金関係につきましては、土地代、パネル設置工事費等で1,020万円を予定しておりますが、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可になってからすぐに計画を進めて着工したいとのことでした。

他法令につきましては、特に必要がないということでごさいます。

転用面積につきましては、計画地の転用面積が1,275㎡で、事業目的からして問題ないと考えます。

周辺への影響についてですが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしくごさいいたします。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

18番委員

調査日は令和7年3月1日です。譲渡人に電話にて確認しております。

2月に議案が通ったわけですが、その後譲渡人より許可を取り下げた上、再度申請をした旨の連絡がありました。取り下げの理由ですが、この周辺にビニールハウスが4棟ほど建っていますが、そこに新たにビニールハウスを新設するということです。当初譲り渡す予定だった農地にかかるということで、幅5mほど譲受人に渡す土地を変更したため、再申請となったものです。

転用面積ですが、前回98㎡程度で申請しておりましたが、今回は40.42㎡であり、建物所要面積は135㎡ということで、一部宅地も利用するということです。

万が一被害を及ぼした場合には、当方で責任をもって解決するとのことでした。

その他の要件の適合については、2月の総会から変更はなく、問題はないと思われま

す。調査については以上です。ご審議のほどよろしくごさいいたします。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

調査日は令和7年3月1日です。調査場所ですが、両人立ち合いのもと、現地で行いました。

申請行為についてですが、申請人両方とも本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由、譲受人は、調理師として飲食店に勤務しており、独立を計画して、適地を探していたところ、譲渡人の快いお返事をいただき、資金計画が整いましたので今回の申請となりました。必要性は妥当と思われま

す。資金ですが、自己資金と金融機関からの借入とのことでした。

他の権利者の同意ですが、他の権利者はありません。

転用時期、許可後着工したいとのことでした。

他法令については、市都市計画課と協議中とのことです。

転用面積は、770 m²と事業目的から考えて適正であると考えられます。

周辺への影響ですが、特に被害防除設置はしないが、万一発生した場合は責任をもって善処するとのことです。

以上です。よろしく審議をお願いします。

会長

整理番号4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和7年3月3日です。譲受人、譲渡人の二人から行政書士に委任状が出ていまして、行政書士の方と私とで現地で確認をしました。

本人が申請したもので間違いはありません。

転用理由は、周辺の土地も含めた上で、倉庫と従業員駐車場を増設したいとのことです。耕作放棄地となっており、やむを得ないと判断しました。

資金については、自己資金で行うということです。

他の権利はありません。

転用時期は、許可次第着工したいとのことです。

他の法令については、御殿場市に道路敷、水路敷の一部を用途廃止する申請を提出しています。

転用面積については、妥当だと考えています。隣にお茶畑がありまして、排水、土留め等、畑より下にすることで、水の流れに関しても問題ありません。問題があれば、対処するとのことです。

よろしく願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案を議題とします。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。なお本議案につきましては、整理番号10及び11に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1から9について審議をいたします。その後整理番号10、11について審議をいたします。それでは、整理番号1から9について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので委員会の決定に附す。令和7年3月12日提出。

議案書7ページの議案第44号別紙資料 農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が11件で、合計面積は31,502㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

最初に議案書の修正をお願いいたします。整理番号7の所在地及び整理番号10の借賃について修正いたします。

番号1	(議案書の内容読み上げ)	1筆	3,229㎡
番号2	(議案書の内容読み上げ)	1筆	2,509㎡
番号3～9	(議案書の内容読み上げ)	10筆	19,862㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、整理番号10、11について審議します。
なお本議案につきましては、12番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、12番委員はご退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

事務局

それでは整理番号10、11について、事務局から説明を求めます。

番号10～11	(議案書の内容読み上げ)	2筆	5,902㎡
---------	--------------	----	--------

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

1 2 番委員は戻ってご着席ください。

(1 2 番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

7 番委員

参考までに、借賃の違いは何ですか。

1 2 番委員

相手の意向です。

会長

それでは、これもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 親睦会会計について
2. 次期農業委員について
3. 広報ごてんばについて
4. 市政施行 70 周年記念式典について
5. 酒と食のフェスティバルについて
6. 慰労会について
7. 農業新聞の購読について
8. 3 月 1 9 日締切の農業委員会議案の調査のお願い
9. 物品の返却のお願い
- 1 0. 先進地活動事例 (大分県 大分市) 紹介並びに協議
- 1 1. 農業会議情報について
- 1 2. 職員より挨拶

連絡事項は以上になります。

事務局

委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

最終定例会を閉会する前に会長からご挨拶をいただきたいと存じます。会長よろしく
お願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局

令和6年度第12回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。
3年間皆様にはご協力いただき、事務局を支えていただきましてありがとうございました。

今後も皆様には、健康にご留意されまして今後のご活躍を御祈願申し上げます。引き続き本市の農業にご支援のほどよろしく願いいたします。3年間お疲れ様でした。ありがとうございました。

議長

議事録署名人

3番 _____

議事録署名人

4番 _____